

議案第 51 号

訴えの変更について

令和 4 年 2 月 10 日議案第 2 号にて議決の訴えの提起について、次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求める。

令和 4 年 7 月 26 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

1 請求の趣旨の変更

請求の趣旨中「土地の明け渡し済みに至るまでの月金 6 万 5 千円」を「不動産の明け渡し済みに至るまでの月金 87 万 7 千円」に改める。

2 変更の理由

町は、町有財産賃貸借契約を解除したが、明渡猶予期限である令和 4 年 1 月 31 日を過ぎても被告が明け渡さず、不法占拠されている。土地及び建物の不法占拠による町の損害は月額 87 万 7 千円を下らないものであり、賃料相当額の損害について月金 87 万 7 千円の割合による金員の支払いを求める。